**一般社団法人 日本医科大学医師会定款**

**日本医科大学医師会**

**一般社団法人 日本医科大学医師会定款**

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本医科大学医師会(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の昂揚並びに医学・医術の発達普及を促進し、あわせて公衆衛生の

 　　 向上を図り、社会福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 医学の振興に関する事業

(2) 医学教育の整備に関する事業

(3) 医師の生涯教育に関する事業

(4) 医療の普及指導に関する事業

(5) 公衆衛生の啓発指導に関する事業

(6) 会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事業

(7) その他、本会の目的達成に必要な事業

2 本会は、前項の事業を行うにあたり、必要に応じて日本医師会及び東京都医師会と連携

する。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、本会の会員となった者をもって構成する。

2 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 日本医科大学に関係する医師であって、本会の目的趣旨に賛同して入会

した者

(2) 名誉会員 本会に功労があった者、又は学識経験者で総会において承認された者

3 正会員は、入会と同時に東京都医師会及び日本医師会の会員とならなければならない。

4 第 2 項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員 とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なけれ ばならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める額（以下、

「会費」という。）を支払う義務を負う。

2 会費の金額は、総会の決議により定めるものとする。

(任意退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定める退社届を会長に提出することにより、任意にい つでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって会員を除名する ことができる。

(1) 医師の倫理に違背し、会員たる名誉又は本会の名誉を損なったとき

(2) 会員が定款違反又は本会設立の目的趣旨に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の支払義務について、2 年を超えて履行しなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡したとき

(4) 本会が解散したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 　正会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 　総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 　総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監査の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 　総会は、定時総会として毎年度 期末から3ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある

場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

3 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である 事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第18条 総会決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の

議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3

分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わ

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合に は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選 任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、各総会ごとに、代理権を証明する書面を本会に提出しな ければならない。

2 議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに本会に提出することに

よって行使される書面による議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 1 名

(3) 理事(会長及び副会長を含む) 3 名以上 16 名以内

(4) 監事 1 名以上 2 名以内

2 会長及び副会長以外の理事のうち、1 名以上 14 名以内の者を業務執行理事とする。

3 第 1 項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 前条第 1 項の会長及び副会長並びに前条第 2 項の業務執行理事は、理事会の決議によって 理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行す る。

3 業務執行理事は、理事会において本会の業務を分担執行し、複数理事の間における職務権 限分掌関係は、必要に応じてその都度別に定めるものとする。

4 会長及び副会長並びに業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自 己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(会長及び業務執行理事の罷免)

第24条 全ての理事は、連続 3 回以上理事会を欠席した場合、理事会の決議によらず、3 回目

の理事会の終結の時をもってその任から罷免されるものとする。

2 前項により罷免された理事が、それ以降開催される理事会において再任されることを妨げ ない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

総会の終結の時までとする。ただし、一般社団法人移行後最初の理事にあっては、

その任期を、設立後最初に開催される定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の 終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 　理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新に選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を 有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が

出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満 たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(事務局の設置等)

第7章 事務局及び職員

第34条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第35条 職員の任免は、理事会において行う。

(事業年度)

第8章 資産及び会計

第36条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日までに、会長が

作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものと する。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会

に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受 けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員 名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(基金)

第39条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 236 条の

規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に

定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款の変更は、総会において、総会員の議決権の半数以上を有する会員が出席し、 出席した当該会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議をもって行わなければならない。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第42条　本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項に

おいて読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施 行する。

2 本会の最初の会長は永積惇とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替

えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の

登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末 日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。